

2014年2月19日

一般社団法人衛星放送協会
スカパーJSAT株式会社

2月14日からの大雪の被害を受けられた 被災者への2月の視聴料等の免除について（追加2）

2月14日からの大雪で被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CS衛星放送事業に関わる85社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：和崎 信哉）とスカパーJSAT株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：高田 真治）は、2月14日からの大雪による被害により、2月17日及び18日に追加で災害救助法が適用された群馬県・山梨県の対象地域において、「スカパー！」を契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、2月の視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【群馬県】

藤岡市（ふじおかし）

多野郡上野村（たのぐん うへのむら）

多野郡神流町（たのぐん かななまち）

甘楽郡下仁田町（かんらぐん しもにたまち）

甘楽郡南牧村（かんらぐん なんもくむら）

吾妻郡高山村（あがつまぐん たかやまむら）

吾妻郡東吾妻町（あがつまぐん ひがしあがつままち）

沼田市（ぬまたし）

【山梨県】

北杜市（ほくとし）

甲州市（こうしゅうし）

南都留郡西桂町（みなみつるぐん にしかつらちょう）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上